

東京農工大学学生懲戒規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(委員会の組織及び議事)</p> <p>第8条 委員会は、<u>理事(教育担当)</u>及び各部局の長がそれぞれ推薦し、学長が命じた者で組織する。</p> <p>2 委員会に委員長を置き、<u>理事(教育担当)</u>をもって充てる。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(試験等の不正行為)</p> <p>第16条 学生が、第3条第3号に掲げる行為により懲戒処分を受けた場合は、当該行為を行った <u>学期</u>に当該学生が履修した授業科目等の成績をすべて不合格とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(委員会の組織及び議事)</p> <p>第8条 委員会は、<u>副学長(教学統括担当)</u>及び各部局の長がそれぞれ推薦し、学長が命じた者で組織する。</p> <p>2 委員会に委員長を置き、<u>副学長(教学統括担当)</u>をもって充てる。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(試験等の不正行為)</p> <p>第16条 学生が、第3条第3号に掲げる行為により懲戒処分を受けた場合は、当該行為を行った <u>学則第15条第2項に規定する前期又は学則第15条3項に規定する後期(以下「期」という。)</u>に当該学生が履修した授業科目等の成績をすべて不合格とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>理事及び副学長等に関する規程の一部改正に伴う改正</p> <p>4学期制導入に伴う改正</p>

附 則 (令和4年4月1日教規程第6号)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。